

2025 年 3 月 31 日

国立大学法人山口大学

学 長 谷澤 幸生 殿

山口大学教職員組合

執行委員長 三原 敏秀



病気休職者及び大学院修学休職者への一時金支給について（申入れ）

このことについて、これまで給与引上げを行う際に今回のような形で病気休職及び大学院修学休職をおこなった者をその支給対象外とすることは従来なかったことである。

しかも、「令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までの間に国立大学法人山口大学職員休職規則第 3 条に規定する病気休職若しくは国立大学法人山口大学職員就業規則第 44 条に規定する大学院修学休業した者又は令和 6 年 8 月 1 日から基準日までの間に退職した者を除く」として、この 4 か月間に 1 日でも休職期間があれば支給対象外とすることにも道理がない。

仮に「満額支給」を行わないとしても、その間の給与支給割合及び勤務日数に応じて支給すべきと考える。

以上について検討の上、現行どおりの規則によって得られた支給額を追加支給するよう求める。

以 上